

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2004-526458(P2004-526458A)

【公表日】平成16年9月2日(2004.9.2)

【年通号数】公開・登録公報2004-034

【出願番号】特願2002-588780(P2002-588780)

【国際特許分類】

A 2 3 K 1/16 (2006.01)

A 2 3 K 1/18 (2006.01)

【F I】

A 2 3 K 1/16 3 0 1 F

A 2 3 K 1/18 D

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月13日(2005.5.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

家禽肉の風味、軟らかさ、または全般的消費者嗜好性の少なくとも1つを改善するために、給餌する方法であり、

(a) -3高度不飽和脂肪酸(HUFA)または -6 HUFAの少なくとも1つの濃縮給源を提供する工程；

(b)該 -3 HUFAまたは -6 HUFAの少なくとも1つの該濃縮給源を、低濃度で家禽へ給餌し、該家禽の肉の風味、軟らかさ、または全般的消費者嗜好性の少なくとも1つの改善をもたらす工程を含む方法。

【請求項2】

-3 HUFAおよび -6 HUFAの両方の濃縮給源が、家禽へ提供および給餌される、請求項1記載の方法。

【請求項3】

-3 HUFAが、DHA、EPA、DPA(n-3)、ARA(n-3)、SDA、およびその混合物からなる群より選択され、-6 HUFAが、ARA(n-6)、DPA(n-6)、およびその混合物からなる群より選択される、請求項1記載の方法。

【請求項4】

-3 HUFAまたは -6 HUFAの少なくとも1つの濃縮給源が、家禽生産サイクルの最終50%において優先して該家禽へ提供および給餌される、請求項1記載の方法。

【請求項5】

-3 HUFAまたは -6 HUFAの少なくとも1つの濃縮給源が、家禽の最終体重1kgにつきHUFAを約0.2~約2.4g含有する量で該家禽へ提供および給餌される、請求項1記載の方法。

【請求項6】

家禽飼料に添加され家禽により消費されるHUFA給源中の総脂肪酸の少なくとも25%が、-3 HUFA、 -6 HUFA、またはその混合物である、請求項1記載の方法。

【請求項7】

家禽が、若鶏、肥育鶏、シチメンチョウ、ホロホロチョウ、ウズラ、アヒル、およびガチョウからなる群より選択される、請求項1記載の方法。

【請求項 8】

-3または -6 HUFAが、給餌する家禽において、トリグリセリド、リン脂質、脂肪酸のエチルエステル、またはその混合物の形で提供される、請求項2記載の方法。

【請求項 9】

-3または -6 HUFAが、シゾキトリウム種またはクリプテコジウム種に由来する、請求項2記載の方法。

【請求項 10】

-3 HUFAの -6 HUFAに対する比が、約2:1から約4:1の範囲である、請求項2記載の方法。